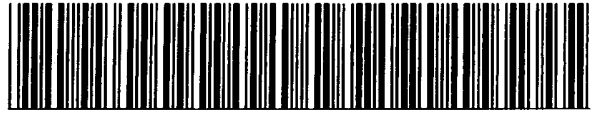


PCT

世界知的所有権
国際事務



特許協力条約に基づいて公

WO 9607256A1

<p>(51) 国際特許分類6 H04L 9/32, G09C 1/00, G06F 15/00</p>	<p>A1</p>	<p>(11) 国際公開番号 WO96/07256 (43) 国際公開日 1996年3月7日(07.03.96)</p>
--	-----------	--

(21) 国際出願番号 PCT/JP95/01708
(22) 国際出願日 1995年8月29日(29.08.95)

(30) 優先権データ
特願平6/227414 1994年8月30日(30.08.94) JP

(71) 出願人 (米国を除くすべての指定国について)
国際電信電話株式会社
(KOKUSAI DENSHIN DENWA CO., LTD.)(JP/JP)
〒163-03 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号 Tokyo, (JP)

(72) 発明者; および
(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ)
鈴木利則(SUZUKI, Toshinori)(JP/JP)
〒175 東京都板橋区赤塚四丁目14番8号 403号室 Tokyo, (JP)
大橋正良(OHASHI, Masayoshi)(JP/JP)
〒365 埼玉県鴻巣市赤見台二丁目19番2号 Saitama, (JP)

(74) 代理人
弁理士 山本恵一(YAMAMOTO, Keiichi)
〒105 東京都港区西新橋一丁目11番1号 Tokyo, (JP)

(81) 指定国
JP, US, 欧州特許(AT, BE, CH, DE, DK, ES, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE).

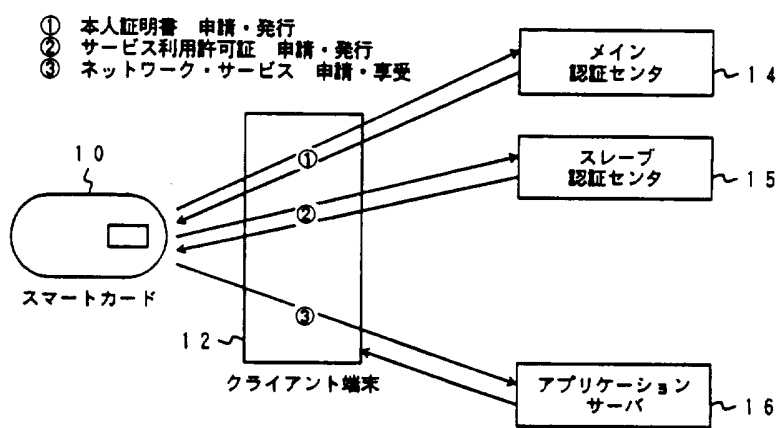
添付公開書類 国際調査報告書

(54) Title : CERTIFYING SYSTEM

(54) 発明の名称 認証システム

(57) Abstract

A certifying system by which a user is identified on the network side without dispersing the secret information of the user. The certifying system is provided with a single main certifying center sharing the user's secret key with the user and a plurality of slave certifying centers sharing secret keys which are different from the user's secret keys with the main certifying center. The main certifying center identifies the user according to a certifying method using the user's secret key. When the user is identified, the main certifying center issues identification formation which certifies the validity of the user to the user. Each of the slave certifying center certifies the validity of the identification information supplied from a user. When the identification information is valid, the slave certifying center issues permission information for permitting the user to access a specific server or an application server of the network.



- 1 ... application and issuance of identification
- 2 ... application and issuance of service utilization permit
- 3 ... application and reception of network service
- 10 ... smart card
- 12 ... client terminal
- 14 ... main certifying center
- 15 ... slave certifying center
- 16 ... application server

(57) 要約

ユーザの秘密情報を分散させることなく認証処理をネットワーク側で分散して行うことができる認証システムを提供する。

各ユーザ毎のユーザ秘密鍵を各ユーザと共有している単一のメイン認証センタと、上述したユーザ秘密鍵とは異なる秘密鍵をメイン認証センタとそれぞれ共有している複数のスレーブ認証センタとを備えている。メイン認証センタは、ユーザとの間でユーザ秘密鍵を用いて上述の認証方法による認証を行い、ユーザが正当である場合はその正当性を証明する認証情報をユーザに発行するように構成されている。スレーブ認証センタは、ユーザから提供される認証情報の認証を行い、この認証情報が正当である場合はネットワークの特定のサーバ又はアプリケーションサーバにアクセスすることを許可する許可情報をユーザに発行するように構成されている。

情報としての用途のみ

PCTに基づいて公開される国際出願をパンフレット第一頁にPCT加盟国を同定するために使用されるコード

AL	アルバニア	DK	デンマーク	LK	スリランカ	PT	ポルトガル
AM	アルメニア	DE	ドイツ	LR	リベリア	RO	ルーマニア
AU	オーストラリア	ES	スペイン	LS	レソト	RU	ロシア連邦
AZ	アゼルバイジャン	FI	フィンランド	LT	リトアニア	SE	スウェーデン
BB	バルバドス	FR	フランス	LU	ルクセンブルグ	SG	シンガポール
BE	ベルギー	GA	ガボン	LV	ラトヴィア	SI	スロヴェニア
BG	ブルガリア	GB	イギリス	MC	モナコ	SK	スロヴァキア共和国
BR	ブラジル	GE	グルジア	MD	モルドバ	SN	セネガル
BY	ベラルーシ	GN	ギニア	MG	マダガスカル	SZ	スワジランド
CA	カナダ	GR	ギリシャ	MK	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	TD	チャード
CC	中央アフリカ共和国	HU	ハンガリー	ML	マリ	TG	トーゴ
CF	中央アフリカ共和国	IE	アイアランド	MN	モンゴル	TJ	タジキスタン
CG	コンゴ	IS	アイスランド	MR	モーリタニア	TM	トルクメニスタン
CH	スイス	IT	イタリア	MW	マラウイ	TR	トルコ
CI	コートジボワール	JP	日本	MX	メキシコ	TT	トリニダード・トバゴ
CM	カメルーン	KE	ケニア	NE	ニジェール	UG	ウガンダ
CN	中国	KG	キルギスタン	NL	オランダ	US	米国
CO	コロンビア	KP	朝鮮民主主義人民共和国	NO	ノルウェー	UZ	ウズベキスタン共和国
CZ	チェコ共和国	KR	韓国	NZ	ニュージーランド	VN	ヴェトナム
DE	ドイツ	KZ	カザフスタン	PL	ポーランド		
		LI	リヒテンシュタイン				

明 細 書
認証システム

技術分野

- 5 本発明は、ネットワークを介してユーザがサービスを受けるときに、そのユーザの身元をネットワークが確認するための認証システムに関する。

背景技術

- 10 ネットワークを介して通信又はサービスを受けるユーザ（以下ネットワークユーザと称する）が、そのサービス（通信を含む）を享受する正当な資格があることを確認するためには、ネットワーク側においてそのユーザの認証を行う必要がある。

- 15 ここで、認証されるものを証明者（p r o v e r）、認証を行うものを検証者（v e r i f i e r）と呼ぶと、証明者を確認する手順は、一般に、

- (1) その証明者のみが有する情報を、
- (2) 何らかの方法で検証者が確認する、

という操作から成り立っている。

- 20 (1) 証明者のみが有する情報は、
(1-1) 人為的に与える情報（パスワード、暗証番号、秘密鍵等）、

- (1-2) 個人の属性に基づく情報（筆跡、指紋、声紋、網膜パターン等）、の2つに分類できる。個人の属性に基づく情報（1-2）のうち、筆跡を除く個人属性に基づく認証は、社会的受容性が低いこと、利便性が悪いこと、照合率が低いこと、及び認証装置のコストが高くなること等から、ネットワークを介した認証装置としては、現在のところあまり適していない。このため、証明者のみが有する情報として、パスワード、暗証番号、秘密鍵等の人為的に
- 25

与える情報（1-1）を用いることが多い。

この人為的に与える情報（ユーザ固有の情報）をユーザ側で保持する方法より分類すると、

- 5 (1-1-1) ユーザに記憶させる（パスワード、暗証番号等））、
- (1-1-2) ユーザが所有する物に記憶させる（一般の鍵、磁気カード、ICカード等）、
- 10 (1-1-3) これら（1-1-1）及び（1-1-2）の組み合わせ（金融機関のキャッシュディスペンサ等）、

の3種類が考えられる。なお、この分類は認証システムの観点から行ったものである。従って、ユーザがパスワードや暗証番号を覚えきれずに持ち物に書き留めた場合であっても、認証システムとしては（1-1-1）に分類される。

- 15 コンピュータネットワークでは、主に、ユーザに記憶させる（1-1-1）の方式が用いられる。しかしながら、この（1-1-1）の方式には、パスワード、暗証番号の見破りや漏洩等によって比較的簡単に不正が可能となり、しかも被害が実際に発生するまで本人がその不正に気づかない場合が多いという欠点がある。また、秘
- 20 密情報そのものが直接ユーザの目に触れてしまうから情報漏洩の可能性が高く、さらに、本人の知らないところでパスワード、暗証番号の見破り、盗難、盗聴等が発生することが十分にあり得る。

- これに対して、ユーザが所有する物に記憶させる（1-1-2）の方式は、所有物を紛失した際に起こり得る被害を予見できるので、適切な処置を施すことによって被害発生を未然に防ぐことが可能
- 25 となる。また、その所有物だけでは偽れないように、（1-1-1）及び（1-1-2）の方式を組み合わせた（1-1-3）の方式を用いても良い。当然のことながら、所有物の偽造がユーザ及びネットワークの知らないところで起これば被害を未然に防ぐことはで

きない。従って、偽造されにくい所有物であることが好ましく、この意味で所有物としては、情報の秘匿性が高いCPU付ICカード（以下スマートカードと称する）が最も優れている。

5 (2) 検証者が確認する何らかの方法は、何を検証者（ネットワーク）に提示するかに応じて、

(2-1) ユーザ固有の情報をそのまま提示する、

(2-2) ユーザ固有の情報を演算した結果を提示する、

10 という2つ方法に大別できる。しかしながら、ユーザ固有の情報をそのまま提示する(2-1)の方法は、ユーザ固有の秘密情報が露呈してしまうので危険であり、特に、前述のユーザに記憶させる(1-1-1)の方式と組み合わせた場合にその秘密情報が人目に触れてしまう機会が最も多くなる。演算結果を提示する(2-2)の方法は、演算の種類によってさらに分類できるが、本発明は、検証者（ネットワーク）と証明者（ユーザ）とでユーザ固有の秘密情報
15 を共有し、その秘密情報に対してネットワーク及びユーザがそれぞれ暗号演算を行い、それらを照合することで正当性を検証する方法を想定している。なお、演算結果を提示する(2-2)の方法と個人の属性に基づく情報(1-2)で認証する方式との組み合わせはなじまない。

20 以上説明したように、ユーザに記憶させる(1-1-1)の方式とユーザ固有の情報をそのまま提示する(2-1)の方法との組み合わせが最も危険であり、ユーザが所有する物に記憶させる(1-1-2)の方式又は(1-1-1)及び(1-1-2)の方式を組み合わせた(1-1-3)の方式（ただし偽造されにくい所有物）
25 と演算結果を提示する(2-2)の方法との組み合わせが最も安全であると言える。スマートカードを用いたこの後者の組み合わせによる認証システムが、一部の移動通信ネットワーク、例えばGSM（Global System for Mobile communications、汎ヨーロッパ・デジタル移動通信システム

)において実際に用いられている。

しかしながら、上述したごとき演算結果を提示する(2-2)の方法を用いた認証システムによると、認証を行う都度に暗号演算が必要となることからネットワーク側でユーザの秘密情報を管理している認証装置に認証処理の負荷が集中してしまうという不都合があった。

このような不都合を避けるためには、複数の認証装置に秘密情報を渡して演算を分担すればよいが、秘密の情報を複数の場所に広めると認証の安全性が弱まることとなる。また、認証装置はユーザの秘密情報を格納しているのでその管理及び運用には十分な注意を払うことが必要であるが、このようにユーザの秘密情報を格納している場所を複数持つことは管理及び運用に要する費用もその分増大することとなってコスト的に非常に不利となる。

15 発明の開示

従って本発明は、従来技術の上述した問題点を解決するためのものであり、その目的は、ユーザ固有の情報の演算結果を提示することによってそのユーザの正当性を確認する場合に、ユーザの秘密情報を分散させることなく認証処理をネットワーク側で分散して行うことができる認証システムを提供することにある。

本発明によれば、ネットワーク側とユーザ側とで同一の秘密鍵を共有し、ネットワーク側及びユーザ側において既知の情報を前記秘密鍵でそれぞれ暗号化し、ユーザ側から提示された暗号化情報をネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによってそのユーザの正当性を確認する認証方法を用いる認証システムは、ネットワーク側に設けられており各ユーザ毎のユーザ秘密鍵を各ユーザと共有している単一のメイン認証センタと、ネットワーク側に設けられており上述したユーザ秘密鍵とは異なる秘密鍵をメイン認証センタとそれぞれ共有している複数のスレーブ認証センタとを備

えている。メイン認証センタは、ユーザとの間でユーザ秘密鍵を用いて上述の認証方法による認証を行い、ユーザが正当である場合はその正当性を証明する認証情報をユーザに発行するように構成されている。スレーブ認証センタは、ユーザから提供される認証情報の
5 認証を行い、この認証情報が正当である場合はネットワークの特定のサーバ又はアプリケーションサーバにアクセスすることを許可する許可情報をユーザに発行するように構成されている。

このように、各ユーザのユーザ秘密鍵を各ユーザと共有しているのは、ただ1つ存在しているメイン認証センタのみであるから、秘密鍵が複数の場所に分散されることはない。しかも、メイン認証センタはこのユーザ秘密鍵を用いて認証を行ってそのユーザが正当であることを証明する認証情報をユーザに発行し、スレーブ認証センタはその認証情報が正当である場合はネットワークの特定のサーバ
10 又はアプリケーションサーバへのアクセスを許可する許可情報をユーザに発行するので、認証の分散処理が行われる。

なお、アプリケーションサーバが上述のスレーブ認証センタの役割を受け持つことも可能であり、この場合許可情報およびスレーブ認証センタは不要である。本人証明書を繰り返し使用することによって認証センタへの認証処理を軽減することができる。

ユーザ側から提示された暗号化情報をネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによってそのユーザの正当性を確認するのみならず、ネットワーク側から提示された暗号化情報をユーザが自己の作成した暗号化情報と照合することによってネットワークの正当性をも確認することが望ましい。これによって相互認証
20 が行われるので、認証の安全性及び確実性がより向上する。

ユーザ側におけるユーザ秘密鍵の管理、並びに暗号文の作成及び解読がCPU付ICカード（スマートカード）内で行われるように構成されていることも好ましい。ユーザ側の秘密鍵の管理や暗号文の作成等にスマートカードを用いることにより、秘密鍵が端末等に

露呈することがなくまた偽造が極めて困難であるから安全性が非常に高くなる。

既知の情報を暗号化する上述した秘密鍵がユーザ側で発生した乱数を使用したものであることも好ましい。このような乱数をも用いた秘密鍵で暗号化することにより、安全性がさらに向上する。

図面の簡単な説明

図 1 は、本発明の認証システムの一実施例（実施例 1）の構成を概略的に示すブロック図である。

10 図 2 は、図 1 の実施例における 3 段階の認証手順を概略的に示す図である。

図 3 は、図 2 の認証手順の第 1 段階における詳細な処理手順を示す図である。

15 図 4 は、図 2 の認証手順の第 2 段階における詳細な処理手順を示す図である。

図 5 は、図 2 の認証手順の第 3 段階における詳細な処理手順を示す図である。

図 6 は、本発明の認証システムの他の実施例（実施例 2）の構成を概略的に示すブロック図である。

20 図 7 は、図 6 の実施例における認証手順の一例の第 1 段階における詳細な処理手順例を示す図である。

図 8 は、図 7 の認証手順の第 2 段階における詳細な処理手順例を示す図である。

25 図 9 は、図 6 の実施例における認証手順の他の例の第 1 段階における詳細な処理手順例を示す図である。

図 10 は、図 9 の認証手順の第 2 段階における詳細な処理手順例を示す図である。

図 11 は、図 6 の実施例の認証手順における本人証明書の内容を示す図である。

発明を実施するための最良の形態

以下図面を用いて本発明の実施例を詳細に説明する。

実施例 1

図 1 は本発明の認証システムの一実施例の構成を概略的に示すブ
5 ロック図である。

この実施例は、従来技術の部分で述べたユーザ固有の情報を演算
した結果を提示する (2-2) の方法を用いるものであり、ユーザ
固有の情報をスマートカードに記憶させる (1-1-2) 方式が用
いられている。しかしながら、本発明は、ユーザ固有情報をユーザ
10 に記憶させる (1-1-1) 方式であっても (1-1-1) 及び (1-1-2) の組み合わせ (1-1-3) 方式であってもよい。た
だし、(2-2) の方式の演算をユーザ実行することは利便性の点
で問題がありしかも秘密情報がユーザに知られてしまうので情報漏
洩の可能性もあるから、ユーザ側ではスマートカードのように、メ
15 モリ機能の他に演算機能を有するユーザ所有物が演算を代行するこ
とが好ましい。この場合、本実施例の (1-1-2) の方式又は (1-1-3) の方式となる。

図 1 において、10 は各ユーザが所有しており後述するファイル
及びプログラムを有するスマートカード、11 はスマートカード 1
20 0 を読み書きするためのリーダ/ライタ、並びに 12 はこのリーダ
/ライタ 11 を内蔵又は外付けしておりクライアント側アプリケー
ション及び認証カーネルを有するクライアント端末をそれぞれ示し
ている。

スマートカード 10 は、例えば 16 K B 程度のメモリと例えば 8
25 ビットの CPU とを内蔵した演算機能付きの IC カードで構成され
ている。クライアント端末 12 は、汎用ワークステーション又は汎
用パーソナルコンピュータで構成されており、回線を介して例えば
LAN 等のネットワーク 13 に接続可能となっている。このクライ
アント端末 12 は、ユーザがネットワーク 13 にアクセスするポイ

ントであり、逆にアプリケーションサーバ側からのネットワークサービスを提供する端末である。なお、図 1 には 1 つのクライアント端末 1 2 しか示されていないが、実際には、同様の構成を少なくとも有する複数のクライアント端末 1 2 がそれぞれの回線を介してネットワーク 1 3 に接続可能となっている。

ネットワーク 1 3 には、後述する認証プログラムを有する単一のメイン認証センタ (メイン AuC) 1 4 と、後述する認証プログラムを有する複数のスレーブ認証センタ (スレーブ AuC) 1 5、並びにサーバ側アプリケーション及び認証カーネルを有する少なくとも 1 つのアプリケーションサーバ (APS) 1 6 が接続可能となっており、これらはこのネットワーク 1 3 を介してクライアント端末 1 2 と通信できるように構成されている。

メイン認証センタ 1 4 のデータベース 1 4 a には、ユーザの秘密鍵等のユーザデータ、システムログ、ユーザのブラックリスト、各スレーブ認証センタの秘密鍵等のデータが少なくとも格納されている。スレーブ認証センタ 1 5 のデータベース 1 5 a には、各アプリケーションサーバ 1 6 の秘密鍵等の APS データが少なくとも格納されている。メイン認証センタ 1 4、スレーブ認証センタ 1 5、及びアプリケーションサーバ 1 6 は、汎用ワークステーションで構成されており、これら汎用ワークステーション間及び汎用パーソナルコンピュータとの間の通信は、RPC (Remote Procedure Call、遠隔手続き呼出し) を介して行っている。

スマートカード 1 0 は、その所有者に固有の秘密情報 (ユーザ秘密鍵 Ku) をそのメモリに記憶していると共に内蔵 CPU がこの Ku を鍵として暗号演算 f を行うようにプログラムされている。

ユーザ秘密鍵 Ku は、ネットワーク側では、ただ 1 つ設けられているメイン認証センタ 1 4 のみが保持している。この 1 つのメイン認証センタ 1 4 と複数のスレーブ認証センタ 1 5 とは、各スレーブ認証センタ 1 5 毎に固有の秘密情報 (スレーブ AuC 秘密鍵 Ks 1

、K s 2、K s 3、…)を共有している。また、各スレーブ認証センタ15とユーザにネットワークサービスを提供するアプリケーションサーバ16との間でも、アプリケーションサーバ16毎に固有の秘密情報(A P S秘密鍵K a 1、K a 2、K a 3、…)を共有している。

次に本実施例による認証動作について説明する。今、ユーザが特定のアプリケーションサーバ16から所望のネットワークサービスを受けようとしていると仮定する。

まず、ユーザは自分の所有するスマートカード10をリーダー/ライタ11に挿入すると共にクライアント端末12に対して次のようなアクセスを行ってこのスマートカード10を活性化する。

カードユーザに対しては、あらかじめPIN(Personal Identification Number)コードが付与されており、スマートカード10内にはこれがあらかじめ登録されている。ユーザは、まずこのPINコードを提示してそのカードの正当な所有者であることを証明する。PINコードの照合は、スマートカード10内で行われる。入力が連続して例えば3回失敗すると、それ以降はユーザの資格でアクセスすることを拒否される。スマートカード10のこのメモリは不揮発性であり、電源を断っても過去の連続失敗回数を記憶している。

スマートカード10が活性化されると、図2に概略的に示す3段階の認証手順で認証処理が実行される。

第1段階は、①本人証明書の申請及び発行であり、これはユーザ側がメイン認証センタ14にアクセスし、スレーブ認証センタ15で認証手続を行うための認証情報(本人証明書)をもらう手続である。本人証明書は、有効期限付きであり、一度発行されるとスマートカード10内に保持される。ユーザは、メイン認証センタ14にアクセスする前にスマートカード10内に格納されている本人証明書の有効期限を確認し、まだ有効であればメイン認証センタ14に

アクセスせずに次の第2段階から処理を行うことができる。これによってメイン認証センタ14の処理量を軽減することができる。

第2段階は、②サービス利用許可証の申請及び発行であり、これはユーザ側が本人証明書を添えてスレーブ認証センタ15にアクセスし、アプリケーションサーバ16の利用を許可する許可情報（サービス利用許可証）をもらう手続である。スレーブ認証センタ15は、本人証明書が正当化か否かを鑑定し、正当であればサービス利用許可証を発行する。

第3段階は、③ネットワークサービスの申請及び享受であり、これはユーザがサービス利用許可証をもってアプリケーションサーバ16へアクセスし、アプリケーションサーバ16側では利用許可証が正当であれば要求されたサービスをクライアント端末12へ提供する。

図3、図4及び図5は、上述した各段階における詳細な処理手順を示す図であり、以下この処理手順を順次説明する。手順説明の前に、これらの図に用いられている記号の意味を解説しておく。

	A u C	認証センタ
	I D u	スマートカードに付与された固有の番号（スマートカードとメインA u Cのみが保持している）
20	K u	ユーザ秘密鍵（スマートカードとメインA u Cのみが保持している）
	K s	スレーブA u C秘密鍵（メインA u Cと各スレーブA u C間のみで共有している）
25	K a	A P S秘密鍵（スレーブA u Cと各A P S間のみで共有している）
	K u - s	スマートカードとスレーブA u C間の暗号鍵（本人証明書を発行する度にメ

		インAuCが生成する使い捨ての鍵)
	K u - a	スマートカードとAPS間の暗号鍵 (サービス利用許可証を発行する度にスレーブAuCが生成する使い捨ての鍵)
5)
	c _ a d d r	クライアント端末のネットワークアドレス
	T s	タイムスタンプ (現在時刻又は有効期限の時刻を表わす)
10	C e r t	本人証明書 (メインAuCが発行し、スレーブAuCのみが解読できる)
	L i c	サービス利用許可証 (スレーブAuCが発行し、APSのみが解読できる)
	A / R e s	アクセス/レスポンスメッセージ
15		データ同士の連結を行う操作
	X = Y ?	タイムスタンプXとYが所定のマージン内で一致することを確認する操作
	f (d a t a , K)	d a t a を鍵 K で暗号化する操作
	f - 1 (d a t a , K)	鍵 K で逆暗号化する操作

20 図3は第1段階の①本人証明書の申請及び発行の手順例である。まず、クライアント端末12が現在の時刻Ts1を生成し、この生成したタイムスタンプTs1とそのクライアント端末12のネットワークアドレスc _ a d d rとをそのままスマートカード10に転送する。図3では、この転送が[Ts1, c _ a d d r]で表わされている。転送されたデータは、スマートカード10内で連結された後にこのスマートカード内に格納されているユーザ秘密鍵Kuで暗号演算(以下単に暗号化と称する)されて $A = f(Ts1 | c_addr, Ku)$ が得られる。このスマートカード10内に格納されているカード番号IDuが読出され、暗号化されたAと共にメイ

25

ン認証センタ14にアクセスされる。この転送が $[IDu, A]$ で表わされている。ただし、カード番号 IDu は暗号化されないで転送される。スマートカード10とメイン認証センタ14との間の通信は、全てクライアント端末12経由で行われるが、クライアント

5 端末12自身は暗号化されたデータを解読することができない。

メイン認証センタ14では、クライアント端末12からの要求を受け付けた時刻 $Ts2$ を生成して記録する。次いで、カード番号 IDu に対応するユーザ秘密鍵 Ku をデータベース14aから検索する。検索したユーザ秘密鍵 Ku を用いて、暗号化されている A を解

10 読するための復号処理 $Ts1 | c_addr = f^{-1}(A, Ku)$ を行ってクライアント端末12のタイムスタンプ $Ts1$ とネットワークアドレス c_addr とを読み出す。次いで、この読出された $Ts1$ と $Ts2$ とが照合される。ただし、 $Ts2$ は当然のことながら $Ts1$ より遅れているので、その遅延等によるマージン（例えば10

15 秒）を考慮した上での一致が照合されることになる。スマートカード側で暗号化して A を生成する際に用いたユーザ暗号鍵 Ku が正しくないものであれば、メイン認証センタ14で解読して得た $Ts1$ は $Ts2$ と大きく異なるので、 $Ts1$ と $Ts2$ とは一致しないこととなる。この場合、認証が失敗した旨をユーザ側に通知して処理を

20 終了する。

$Ts1$ と $Ts2$ とが一致した場合にのみ、本人証明書 $Cert$ を発行するための以下の処理を行う。まず、スマートカードとスレーブ認証センタ間の暗号鍵 $Ku-s$ を生成し、次に、 $Ku-s$ 、 $Ts2$ 及び c_addr から構成されるオリジナルの本人証明書 $Cert$

25 $(Ku-s, Ts2, c_addr)$ を作成する。この本人証明書 $Cert$ は、メイン認証センタとそのスレーブ認証センタと間のみで共有されるスレーブ AuC 秘密鍵 Ks で暗号化 f されて $Cert'$ が生成される。即ち、 $Cert' = f(Cert, Ks)$ がなされる。次いで、 $Ts2$ 及び $Ku-s$ と共に $Cert'$ がユーザ暗

号鍵 K_u で逆暗号化 f^{-1} されて Res が生成される。即ち、 $Res = f^{-1}(Cert' | Ts2 | Ku - s, Ku)$ がなされる。このメイン認証センタで、暗号化 f ではなく逆暗号化 f^{-1} がなされるのは、スマートカード等ではその演算能力の関係上、暗号化 f のみを行うように構成しているためである。このようにして作成された Res は、ユーザからのアクセスに対する応答メッセージとしてスマートカードに返信される ($[Res]$)。

応答メッセージ Res を受け取ったスマートカード 10 は、この Res をユーザ秘密鍵 K_u で復号する処理 f を行って、暗号化されている $Cert'$ とタイムスタンプ $Ts2$ と暗号鍵 $Ku - s$ とを取り出してカード内のメモリに格納する。即ち、 $Cert' | Ts2 | Ku - s = f(Res, Ku)$ の処理を行う。タイムスタンプ $Ts2$ はクライアント端末 12 に転送されて、タイムスタンプ $Ts1$ と照合される ($Ts1 = Ts2?$)。これにより、メイン認証センタ 14 の正当性が確認され、相互認証が行われることとなる。スマートカードとスレーブ認証センタ間の暗号鍵 $Ku - s$ は、カードの外に露呈されることなくスマートカードとスレーブ認証センタ間の通信に使用される。また、 $Cert'$ は K_s で暗号化されているので、スマートカード 10 及びクライアント端末 12 では全く解読できない。

なお、次回の認証処理時にクライアント端末 12 は、メイン認証センタ 14 へアクセスする前にスマートカード 10 内に格納されているタイムスタンプ $Ts2$ を読出しこれと現在の時刻とを比較することにより、カード内に格納されている本人証明書 $Cert'$ の有効期限をチェックする。有効期限内であれば、図 3 に示した第 1 段階の処理を飛ばしていきなり第 2 段階へ進むことができるのでメイン認証センタ 14 の処理量をその分だけ低減することができる。

図 4 は第 2 段階の②サービス利用許可証の申請及び発行の手順例である。まず、クライアント端末 12 が現在の時刻 $Ts3$ を生成し

、この生成したタイムスタンプ $T s 3$ と自己のネットワークアドレス c_addr とをスマートカード 10 に転送する。図 4 では、この転送が $[T s 3, c_addr]$ で表わされている。ただし、前述した第 1 段階の直後にこの第 2 段階を実行する場合には、 $T s 3$ がマージン内で $T s 1$ に等しくまた c_addr は既に送ってあるので、この部分の処理を省略することが可能である。転送されたデータは、スマートカード 10 内で連結された後に、本人証明書 $Cert'$ と共にメイン認証センタ 14 から送られてきてこのスマートカード内に格納されている秘密鍵 $K u - s$ で暗号化される。これによって、 $A' = f(T s 3 | c_addr, K u - s)$ が得られる。この A' と本人証明書 $Cert'$ とがスレーブ認証センタ 15 に提出される。この転送が $[Cert', A']$ で表わされている。スマートカード 10 とスレーブ認証センタ 15 との間の通信も、全てクライアント端末 12 経由で行われるが、クライアント端末 12 自身は暗号化されたデータを解読することができない。

スレーブ認証センタ 15 では、クライアント端末 12 からアクセスのあった時刻 $T s 4$ を生成して記録する。次いで、スレーブ認証センタ 15 が保有するスレーブ $A u C$ 秘密鍵 $K s$ を用いて、暗号化されている本人証明書 $Cert'$ を解読する。即ち、復号処理 $Cert = f^{-1}(Cert', K s)$ を行う。この本人証明書 $Cert$ には、その証明書の発行時刻 $T s 2$ と暗号鍵 $K u - s$ とクライアント端末 12 のネットワークアドレス c_addr とが含まれている。次いで、 $T s 2$ が $T s 4$ によってチェックされ、本人証明書 $Cert$ が一定時間以内に発行されたものであるかどうかを確認される。これは、本人証明書 $Cert$ の有効期限を確かめるためのものである。次に、この本人証明書 $Cert$ に含まれている暗号鍵 $K u - s$ によって A' を復号する。即ち、 $T s 3 | c_addr = f^{-1}(A', K u - s)$ により、クライアント端末 12 での時刻 $T s 3$ とそのネットワークアドレス c_addr を得る。

次に、 $Ts3$ と $Ts4$ とを照合し、さらに本人証明書 $Cert$ に含まれている c_addr と A' に含まれている c_addr とを照合する。もし、本人証明書 $Cert$ が偽造されたものであれば、本人証明書 $Cert$ に含まれている暗号鍵 $Ku-s$ とネットワーク
5 アドレス c_addr とが正常に読出せず、さらにこの暗号鍵 $Ku-s$ を用いた解読も不可能となるので、照合に失敗することとなる。この場合、スレーブ認証センタ15はサービス利用許可証 Lic を発行せず、認証が失敗した旨をユーザ側に通知して処理を終了する。

10 照合が成功した場合にのみサービス利用許可証 Lic を発行する。即ち、まず、スマートカードと特定のアプリケーションサーバ間の APS 暗号鍵 $Ku-a$ を生成し、次に、 $Ku-a$ 、 $Ts4$ 及び c_addr から構成されるオリジナルのサービス利用許可証 Lic ($Ku-a$ 、 $Ts4$ 、 c_addr)を作成する。このサービス利用許可証 Lic は、スレーブ認証センタと特定のアプリケーション
15 サーバ間のみで共有される APS 秘密鍵 Ka で暗号化 f されて Lic' が生成される。即ち、 $Lic' = f(Lic, Ka)$ がなされる。これにより該当するアプリケーションサーバのみが解読できることになる。次いで、 $Ts4$ 及び $Ku-a$ と共に Lic' が暗号鍵
20 $Ku-s$ で逆暗号化 f^{-1} されて Res' が生成される。即ち、 $Res' = f^{-1}(Lic' | Ts4 | Ku-a, Ku-s)$ がなされる。このようにして作成された Res' は、ユーザからのアクセスに対する応答メッセージとしてスマートカードに返信される ($[Res']$)。

25 応答メッセージ Res' を受け取ったスマートカード10は、この Res' を秘密鍵 $Ku-s$ で復号する処理 f を行って、暗号化されている Lic' とタイムスタンプ $Ts4$ と暗号鍵 $Ku-a$ とを取り出してカード内のメモリに格納する。即ち、 $Lic' | Ts4 | Ku-a = f(Res', Ku-s)$ の処理を行う。タイムスタンプ

ブ $T s 4$ はクライアント端末 12 に転送されて、タイムスタンプ $T s 3$ と照合される ($T s 3 = T s 4 ?$)。これにより、スレーブ認証センタ 15 の正当性が確認され、相互認証が行われることとなる。
5、カードの外に露呈されることなくスマートカードとアプリケーションサーバ間の通信に使用される。また、 $L i c'$ は $K a$ で暗号化されているので、スマートカード 10 及びクライアント端末 12 では全く解読できない。

図 5 は第 3 段階の③ネットワークサービスの申請及び享受の手順例である。まず、クライアント端末 12 が現在の時刻 $T s 5$ を生成し、この生成したタイムスタンプ $T s 5$ と自己のネットワークアドレス c_addr とをスマートカード 10 に転送する。図 5 では、この転送が $[T s 5, c_addr]$ で表わされている。ただし、前述した第 2 段階の直後にこの第 3 段階を実行する場合には、 $T s 5$ がマージン内で $T s 3$ に等しくまた c_addr は既に送ってあるので、この部分の処理を省略することが可能である。転送されたデータは、スマートカード 10 内で連結された後に、サービス利用許可証 $L i c'$ と共にスレーブ認証センタ 15 から送られてきてこのスマートカード内に格納されている秘密鍵 $K u - a$ で暗号化される。
15、これによって、 $A'' = f(T s 5 | c_addr, K u - a)$ が得られる。この A'' とサービス利用許可証 $L i c'$ とがアプリケーションサーバ (A P S) 16 に提出される。この転送が $[L i c', A'']$ で表わされている。スマートカード 10 とアプリケーションサーバ 16 との間の通信も、全てクライアント端末 12 経由で行われるが、クライアント端末 12 自身は暗号化されたデータを解読することができない。
20

アプリケーションサーバ 16 では、クライアント端末 12 からアクセスのあった時刻 $T s 6$ を生成して記録する。次いで、アプリケーションサーバ 16 が保有する A P S 秘密鍵 $K a$ を用いて、暗号化

されているサービス利用許可証 $L i c'$ を解読する。即ち、復号処理 $L i c = f^{-1}(L i c', K a)$ を行う。このサービス利用許可証 $L i c$ には、その証明書の発行時刻 $T s 4$ と暗号鍵 $K u - a$ とクライアント端末 1 2 のネットワークアドレス $c_a d d r$ とが含まれている。次いで、 $T s 4$ が $T s 6$ によってチェックされ、サービス利用許可証 $L i c$ が一定時間以内に発行されたものであるかどうかを確認される。これは、サービス利用許可証 $L i c$ の有効期限を確かめるためのものである。次に、このサービス利用許可証 $L i c$ に含まれている暗号鍵 $K u - a$ によって A'' を復号する。即ち、 $T s 5 | c_a d d r = f^{-1}(A'', K u - a)$ により、クライアント端末 1 2 での時刻 $T s 5$ とそのネットワークアドレス $c_a d d r$ を得る。

次に、 $T s 5$ と $T s 6$ とを照合し、さらにサービス利用許可証 $L i c$ に含まれている $c_a d d r$ と A'' に含まれている $c_a d d r$ とを照合する。もし、サービス利用許可証 $L i c$ が偽造されたものであれば、サービス利用許可証 $L i c$ に含まれている暗号鍵 $K u - a$ とネットワークアドレス $c_a d d r$ とが正常に読出せず、さらにこの暗号鍵 $K u - a$ を用いた解読も不可能となるので、照合に失敗することとなる。この場合、アプリケーションサーバ 1 6 はネットワークサービスを提供せず、認証が失敗した旨をユーザ側に通知して処理を終了する。

この照合が成功した場合にのみ、 $T s 6$ が $K u - a$ によって逆暗号化 f^{-1} されて応答メッセージ $R e s''$ が生成される。即ち、 $R e s'' = f^{-1}(T s 6, K u - a)$ がなされる。このようにして作成された $R e s''$ は、ユーザからのアクセスに対する応答メッセージとしてスマートカードに返信される ($[R e s'']$)。

応答メッセージ $R e s''$ を受け取ったスマートカード 1 0 は、この $R e s''$ を秘密鍵 $K u - a$ で復号する処理 f を行って、タイムスタンプ $T s 6$ を取り出してカード内のメモリに格納する。即ち、 T

s 6 = f (R e s , K u - a) の処理を行う。タイムスタンプ T s 6 はクライアント端末 1 2 に転送されて、タイムスタンプ T s 5 と照合される (T s 5 = T s 6 ?) 。これにより、アプリケーションサーバ 1 6 の正当性が確認され、相互認証が行われることとなる。
5 。この相互認証が行われた後にアプリケーションサーバ 1 6 からクライアント端末 1 2 にネットワークサービスが提供される。

なお、以上述べた認証手順を行う前提条件として、メイン認証センタ 1 4 、スレーブ認証センタ 1 5 、アプリケーションサーバ 1 6 及びクライアント端末 1 2 間で時刻同期が行われているものとする。
10 。これは、証明者と検証者との間で既知の認証用データ (暗号演算を施すデータ) として時刻情報 (タイムスタンプ) を用いているためである。時刻情報の代わりに、例えば前述した G S M で使用しているチャレンジ・レスポンス・プロトコルのように、検証する側 (ネットワーク側) で生成した乱数をユーザ側に知らせることにより
15 、その乱数を認証用データとして用いても良い。

前述した実施例では、スマートカード 1 0 から転送する情報を暗号化する場合に、ユーザ秘密鍵 K u 、スレーブ A u C 秘密鍵 K s 又は A P S 秘密鍵 K a を直接的に用いてその情報を暗号化している。しかしながら、スマートカード側で乱数 R を発生させ、その乱数 R
20 をユーザ秘密鍵 K u 、スレーブ A u C 秘密鍵 K s 又は A P S 秘密鍵 K a で暗号化した鍵により情報の暗号化を図るようになれば、安全性がより向上する。ただしこの場合、乱数 R もメイン認証センタ 1 4 、スレーブ認証センタ 1 5 又はアプリケーションサーバ 1 6 へ転送する必要がある。

25 また、前述した実施例では、各スレーブ認証センタ毎に別個のスレーブ A u C 秘密鍵 K s を設定しているが、全てのスレーブ認証センタで共通のスレーブ A u C 秘密鍵 K s を使用するようにしてもよい。ただしこの場合、安全性は多少低下する。

実施例 2

図 6 は本発明による認証システムの他の実施例の構成を概略的に示すブロック図である。

同図において、スマートカード 10、リーダ/ライタ 11、クライアント端末 12 及びネットワーク 13 は、実施例 1 の場合と同じ構成及び機能を有しているのでここでは説明を省略する。

スマートカード 10 は、例えば 8 K B 以下のメモリと 8 ビットの CPU とを内蔵した演算機能付きの IC カードで構成されている。本実施例では、構成が実施例 1 の場合よりもシンプルである分、実施例 1 よりもメモリ容量の少ないスマートカードで構成できる。

ネットワーク 13 には、ユーザの正当性を証明する認証プログラムを有する認証センタ 17 と、ユーザにサービスを提供するサーバ側アプリケーション 16 が接続可能となっており、これらはネットワーク 13 を介してクライアント端末 12 と通信できるように構成されている。

認証センタ 17 のデータベース 17 a には、ユーザの秘密鍵等のユーザデータ、システムログ、ユーザのブラックリスト、アプリケーションサーバ 16 の秘密鍵が少なくとも格納されている。

スマートカード 10 は、その所有者に固有の秘密鍵（ユーザ秘密鍵 K_u ）をそのメモリに記憶しているとともに内蔵 CPU がこの K_u を鍵として認証演算 f を行うようにプログラムされている。

ユーザ秘密鍵 K_u は、ネットワーク側では認証センタ 17 のみが保持している。

認証センタ 17 とアプリケーションサーバ 16 とは、各アプリケーションサーバごとに固有の秘密情報（APS 秘密鍵 K_{a1} 、 K_{a2} 、 K_{a3} 、・・・）を共有している。

今、ユーザが特定のアプリケーションサーバ 16 から所望のサービスを受けようとしていると仮定する。

まず、ユーザは自分の所有するスマートカード 10 をリーダ/ラ

イタ 1 1 に挿入するとともにクライアント端末 1 2 に対して次のようなアクセスを行ってこのスマートカード 1 0 を活性化する。

カードユーザに対しては、あらかじめ P I N コードが付与されており、スマートカード 1 0 内にはこれがあらかじめ登録されている。
5 ユーザは、まずこの P I N コードをスマートカード 1 0 に提示して、正当な所有者であることをスマートカード 1 0 に対して証明する。P I N コードの照合はスマートカード 1 0 内で行われる。入力を連続して例えば 3 回失敗すると、スマートカード 1 0 はそれ以降 P I N コードの照合を拒否し、認証の手続きを実行しない。スマート
10 ードカード 1 0 のメモリは不揮発性であり、電源を断っても過去の連続失敗回数を記憶している。このメモリは、P I N コード照合が例えば 3 回以内に成功した時点でクリアされる。

スマートカード 1 0 が活性化されると、本実施例では、以下に示す 2 段階の認証手順で認証処理が実行される。

15 第 1 段階は、本人証明書の申請及び発行である。これはユーザ側が認証センタ 1 7 にアクセスし、自分の正当性を証明する本人証明書をもらう手続である。本人証明書は、有効期限付きであり、一度発行されるとスマートカード 1 0 内に格納される。ユーザは認証センタにアクセスする前に、スマートカード 1 0 内に格納されている
20 本人証明書の有効期限を確認し、まだ有効であれば認証センタ 1 7 にアクセスせずに、次の第 2 段階から処理を行うことができる。これによって認証センタ 1 7 の処理量を軽減することができる。

第 2 段階では、本人証明書を添えてアプリケーションサーバ 1 6 にアクセスし、アプリケーションサーバ 1 6 側はその本人証明書が
25 正当であれば要求されたサービスをクライアント端末 1 2 へ提供する。

図 7 及び図 8 は、上述した処理手順の一例をそれぞれ示している。図 9 及び図 1 0 は、さらに、ユーザ側においてもネットワーク側を認証する相互認証方法を適用した場合の処理手順の例を示してい

る。なお、図7の処理手順と図10の処理手順との組み合わせ、並びに図9の処理手順と図8の処理手順との組み合わせによる認証手順も可能である。

図7は第1段階の本人証明書の申請及び発行の手順例である。まずスマートカード10に格納されているカード番号IDuが読み出され、ユーザが要求しているサービスを提供するアプリケーションサーバ名と共に、認証センタ17に送信する。アプリケーションサーバ名は後に本人証明書や認証情報を生成するときに参照する。

認証センタ17では乱数RNDを生成し、スマートカード10へ送り返す。スマートカード10では送られた乱数RNDを、スマートカード10に格納されているユーザ秘密鍵Kuで暗号化し、その結果RESを認証センタ17に送り返す。認証センタ17では、カード番号IDuに対応するユーザ秘密鍵Kuをデータベース17aから検索し、スマートカード10で行った演算と同じ演算を行い、互いの結果を照合する。スマートカード10内に格納されているユーザ秘密鍵Kuが正しいものであれば、これらの結果は一致する。もし、ユーザ秘密鍵Kuが正しくないのであれば、これらの演算結果は異なるので、照合に失敗することとなる。この場合、認証が失敗した旨をユーザ側に通知して処理を終了する。

RESが一致した場合にのみ、認証センタ17は本人証明書とそれに付随する認証情報をスマートカード10に対して発行する。図11は発行する情報の内容の一例を示している。

本人証明書は、偽造を防止する目的からAPS秘密鍵Kaで暗号処理されている。よって本人証明書は、その内容がユーザ側で解読できないので、有効期間などの必要な項目についてのみ、重複してユーザに転送している。

この第1段階にユーザ側においてもネットワーク側を認証する相互認証方法を適用した場合について、その概略が図9に示されている。スマートカード10からカード番号IDuとアプリケーション

サーバ名を認証センタ 17 へ要求し、認証センタ 17 で乱数 RND 1 を生成し、スマートカード 10 へ返送する。スマートカード 10 では受け取った RND 1 をユーザ秘密鍵 K_u で暗号化するとともに、認証センタ 17 を認証するために乱数 RND 2 を生成し、これら
5 2つの情報、RES 1 と RND 2 を認証センタ 17 へ送り返す。

認証センタ 17 では、カード番号 ID_u に対応するユーザ秘密鍵 K_u をデータベース 17a から検索し、スマートカード 10 で行った演算と同じ演算を行い、互いの結果を照合する。スマートカード 10 内に格納されているユーザ秘密鍵 K_u が正しいものであれば、
10 これらの結果は一致する。もし、ユーザ秘密鍵 K_u が正しくないの
であれば、これらの演算結果は異なるので、照合に失敗することとなる。この場合、認証が失敗した旨をユーザ側に通知して処理を終了する。

認証に成功した場合、認証センタ 17 は、認証センタの正当性を
15 スマートカード 10 に示すため、スマートカード 10 が生成した乱
数 RND 2 を同じユーザ秘密鍵 K_u で暗号化するとともに、本人証
明書とそれに関係する認証情報を作成し、これらの情報をスマート
カード 10 へ転送する。

スマートカード 10 では、受け取った情報のうちまずはじめに認
20 証演算結果 RES 2 を、自分で計算した結果と照合する。もしこれ
らが一致しなければ、認証センタは不正である可能性が高いので、
発行された本人証明書や認証情報を破棄し、認証失敗とする。照合
が一致したときにのみ、本人証明書や認証情報をスマートカード 1
0 に格納する。

25 なお本人証明書と認証情報を認証センタ 17 からスマートカード
10 に転送するときに、悪意のある第三者がこれを傍受、取得し、
本人証明書や認証情報を悪用する可能性がある。これを防止するた
めに、スマートカード 10 と認証センタ 17 間で、セッション鍵を
設定しこれに基づいて本人証明書や認証情報を暗号化することが考

えられる。その場合、互いに生成した乱数 RND 1、RND 2 およびスマートカード 10 と認証センタ 17 のみが共有しているユーザ秘密鍵 K_u でセッション鍵を生成することが望ましい。

5 図 8 は第 2 段階のアプリケーションサーバに対するアクセス手順例である。まずスマートカード 10 に格納されている本人証明書が読み出され、アプリケーションサーバ 16 へ送られる。本人証明書は認証センタ 17 が発行可能で、かつアプリケーションサーバ 16 が鑑定するもので、スマートカード 10 やクライアント端末 12 は解読不能である。

10 アプリケーションサーバ 16 では、送られた本人証明書を、自分の A P S 秘密鍵 K_a で解読し、その中に含まれる既知又はおおよその内容が想定できる情報例えばアプリケーションサーバ名、発行時刻、有効期限など、をみることでその正当性を鑑定できる。例えば本人証明書が偽造されたものであるならば、そこから有為な情報を
15 得ることはできず、本人証明書の解読が失敗する。また、偽造されていなくとも、有効期限が既に過ぎた本人証明書については、無効扱いにする。

本人証明書の鑑定が成功した場合でも、スマートカード 10 からアプリケーションサーバ 16 にアクセスするときに本人証明書は A
20 P S 秘密鍵 K_a で暗号化された形でネットワーク上を流れるから、悪意のある第三者がそれをそのままコピーして盗用している可能性がまだ残っている。この可能性を排除するため、アプリケーションサーバ 16 ではスマートカード 10 を認証するための乱数 RND を生成し、スマートカード 10 へ送る。これを受け取ったスマート
25 カード 10 では、本人証明書が認証センタ 17 から発行された時に一緒に送られてきた認証情報にあるユーザ・A P S 共通鍵 K_{u-a} で乱数 RND を暗号化し、その結果を RES としてアプリケーションサーバ 16 へ送る。

ユーザ・A P S 共通鍵 K_{u-a} は、図 7 又は図 9 に手順例が示さ

れている認証センタへのアクセス手順において、認証センタ17からスマートカード10へ送られる本人証明書と認証情報の両方に重複して存在する。この点は図11にも記載されているとおりである。重複して送る理由は、本人証明書はアプリケーションサーバ16が、認証情報はスマートカード10がそれぞれ独立して解読するからである。APS秘密鍵Kaで暗号化された本人証明書だけを第三者が盗んでも、その内容が解読できないので、ユーザ・APS共通鍵Ku-aで乱数RNDを暗号化することはできない。

アプリケーションサーバ16では、同じ乱数RNDを、解読・鑑定した本人証明書に記載されているユーザ・APS共通鍵Ku-aで暗号化し、その結果をスマートカード10から送られたものと照合する。これらが不一致であれば、本人証明書は正当であっても、盗難された本人証明書である可能性が高いので、認証失敗としてユーザに通知する。演算結果が一致すれば、認証成功としてユーザから要求のあったサービスを提供する。

この第2段階にユーザ側においてもネットワーク側を認証する相互認証方法を適用した場合について、その概略が図10に示されている。アプリケーションサーバ16は、スマートカード10から受け取った本人証明書を鑑定し、正当かつ有効なものであれば乱数RND1を生成し、スマートカード10に返送する。スマートカード10では、受け取った乱数RND1を認証センタ17から通知されたユーザ・APS共通鍵Ku-aで暗号化すると共に、アプリケーションサーバ16を認証するための乱数RND2を生成し、それらをアプリケーションサーバ16へ転送する。

アプリケーションサーバ16では、同じ乱数RNDを、解読・鑑定した本人証明書に記載されているユーザ・APS共通鍵Ku-aで暗号化し、その結果をスマートカード10から送られたものと照合する。これらが不一致であれば、本人証明書は正当であっても、盗難された本人証明書である可能性が高いので、認証失敗としてユ

ユーザに通知する。演算結果が一致すればユーザ認証が成功したと判断し、次にユーザに対してアプリケーションサーバ16が正当であることを示すために、スマートカード10から送られた乱数RND2を、解読・鑑定した本人証明書に記載されているユーザ・APS
5 共通鍵 K_{u-a} で暗号化し、その結果をスマートカード10に返送する。

スマートカード10では、認証センタ17から通知されたユーザ・APS共通鍵 K_{u-a} で乱数RND2を暗号化し、その結果をアプリケーションサーバ16から送られた結果と照合することでアプリケーションサーバ16の正当性を確認する。この相互認証が行われた後で、アプリケーションサーバ16からクライアント端末12
10 にユーザ所望のサービスが提供される。

本実施例において、1回又は複数回有効な本人証明書は第三者に盗まれないように安全に格納することが肝要である。この点において、主体的にアクセス管理を行うことのできるCPU付きICカード
15 内で暗号処理を行って本人証明書を格納することは、効果的に作用する。

以上詳細に説明したように本発明によれば、ネットワーク側とユーザ側とで同一の秘密鍵を共有し、ネットワーク側及びユーザ側において既知の情報を前記秘密鍵でそれぞれ暗号化し、ユーザ側から
20 提示された暗号化情報をネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによってそのユーザの正当性を確認する認証方法を用いる認証システムは、ネットワーク側に設けられており各ユーザ毎のユーザ秘密鍵を各ユーザと共有している単一のメイン認証センタと、ネットワーク側に設けられており上述したユーザ秘密鍵とは異なる秘密鍵をメイン認証センタとそれぞれ共有している複数のスレーブ認証センタとを備えている。メイン認証センタは、ユーザとの間でユーザ秘密鍵を用いて上述の認証方法による認証を行い、
25 ユーザが正当である場合はその正当性を証明する認証情報をユーザ

に発行するように構成されている。スレーブ認証センタは、ユーザから提供される認証情報の認証を行い、この認証情報が正当である場合はネットワークの特定のサーバ又はアプリケーションサーバにアクセスすることを許可する許可情報をユーザに発行するように構成されている。このため、ユーザ固有の情報の演算結果を提示することによってそのユーザの正当性を確認する場合に、ユーザの秘密情報を分散させることなく認証処理をネットワーク側で分散して行うことができる。

本発明は一定期間若しくは一定回数有効である本人証明書によって、ユーザの秘密情報を分散させることなく認証処理をネットワーク側で分散することが可能ならしめるものであり、スレーブ認証センタの機能をアプリケーションサーバで実現しても同様の効果が得られる。

今後、インターネットやCATV網を介した決済や情報及び商品の売買等が活発に行われようとしており、ネットワークを介したユーザ認証が身近になるのみならず単一のネットワークでユーザ認証処理を行う必要となる場合が多数発生すると予見されている。本発明によれば、特にこのような環境において、効率的な認証システムを実現することができる。

以上述べた二つの実施例は全て本発明を例示的に示すものであって限定的に示すものではなく、本発明は他の種々の変形態様及び変更態様で実施することができる。従って本発明の範囲は特許請求の範囲及びその均等範囲によってのみ規定されるものである。

請求の範囲

1. ネットワーク側とユーザ側とで同一の秘密鍵を共有し、該ネットワーク側及び該ユーザ側において既知の情報を前記秘密鍵でそれぞれ暗号化し、該ユーザ側から提示された該暗号化情報を前記ネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによって
5 ネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによって該ユーザの正当性を確認する認証方法を用いる認証システムであって、

ネットワーク側に設けられており各ユーザ毎のユーザ秘密鍵を該各ユーザと共有している単一のメイン認証センタと、該ネットワーク側に設けられており前記ユーザ秘密鍵とは異なる秘密鍵を前記
10 メイン認証センタとそれぞれ共有している複数のスレーブ認証センタとを備えており、

前記メイン認証センタは、前記ユーザとの間で前記ユーザ秘密鍵を用いて前記認証方法による認証を行い、該ユーザが正当である場合はその正当性を証明する認証情報を該ユーザに発行するように構成
15 されており、前記スレーブ認証センタは、前記ユーザから提供される前記認証情報の認証を行い、該認証情報が正当である場合はネットワークの特定のサーバ又はアプリケーションサーバにアクセスすることを許可する許可情報を該ユーザに発行するように構成され
20 ていることを特徴とする認証システム。

2. 前記ネットワーク側から提示された暗号化情報を前記ユーザが自己の作成した暗号化情報と照合することによって該ネットワークの正当性をも確認する相互認証方法を用いていることを特徴とする請求項1に記載の認証システム。

25 3. ユーザ側における、前記ユーザ秘密鍵の管理、並びに暗号文の作成及び解読がCPU付ICカード内で行われるように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の認証システム。

4. 既知の情報を暗号化する前記秘密鍵がユーザ側で発生した乱数を使用したものであることを特徴とする請求項1に記載の認証シ

システム。

- 5 5. ネットワーク側とユーザ側とで同一の秘密鍵を共有し、該ネットワーク側及び該ユーザ側において既知の情報を前記秘密鍵でそれぞれ暗号化し、該ユーザ側から提示された該暗号化情報を前記ネットワーク側が自己の作成した暗号化情報と照合することによって該ユーザの正当性を確認する認証方法を用いる認証システムであって、

10 該ネットワーク側は、該ユーザの正当性が確認された後で該ユーザに対して、該ユーザの正当性を証明する、一定期間又は一定回数以内有効な認証情報を発行することを特徴とする認証システム。

6. ユーザ側における前記秘密鍵の管理、暗号文の作成及び解読、並びにネットワーク側が発行した認証情報の管理がCPU付ICカード内で行われるように構成されていることを特徴とする請求項5に記載の認証システム。

- 15 7. ネットワーク側がユーザを認証すると共に、該ユーザ側においても該ネットワークを認証する相互認証方法を用いることを特徴とする請求項5に記載の認証システム。

図 1

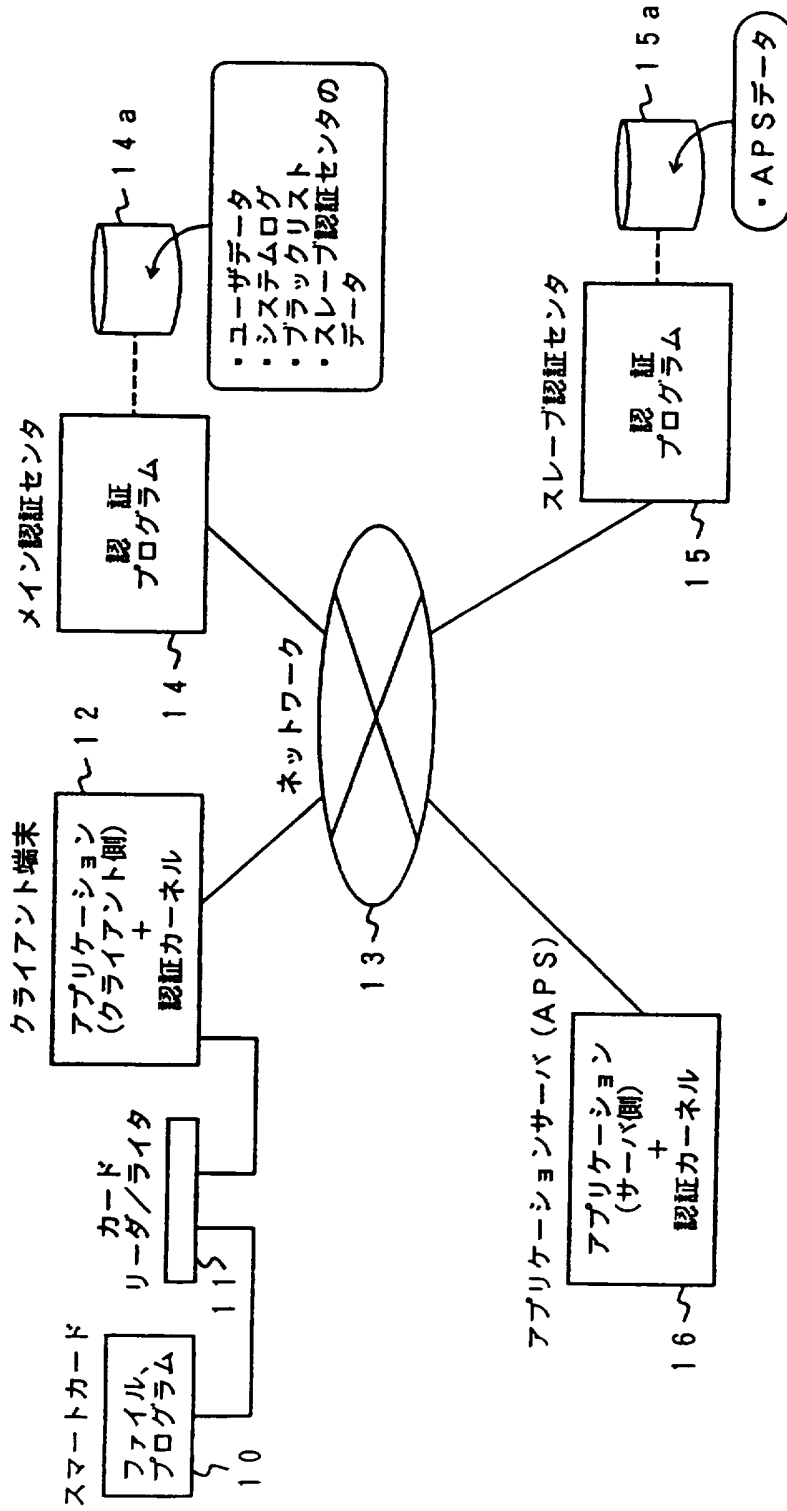


図 2

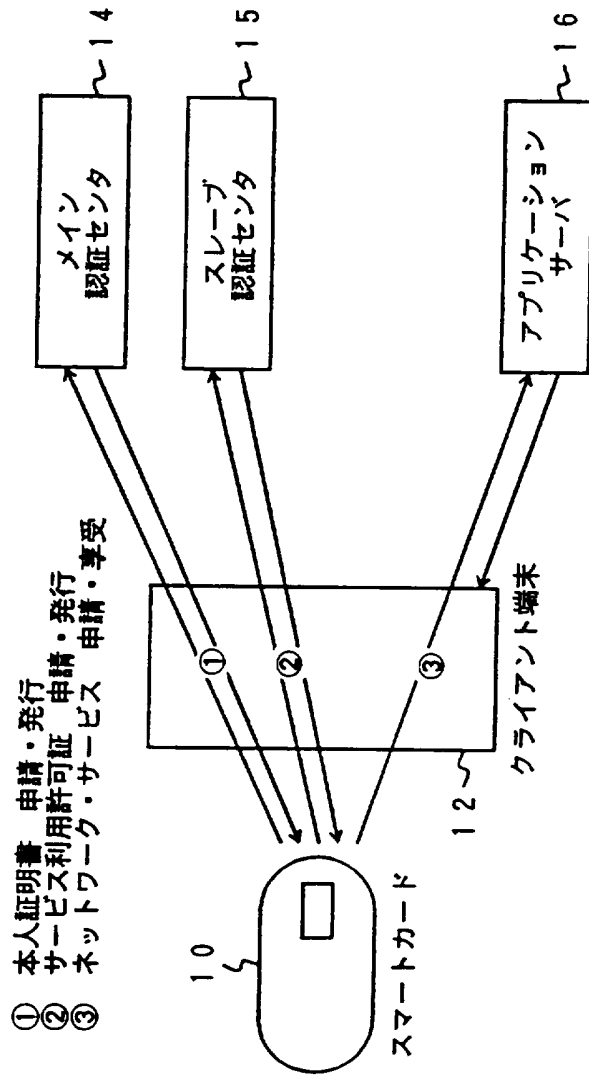


図 3

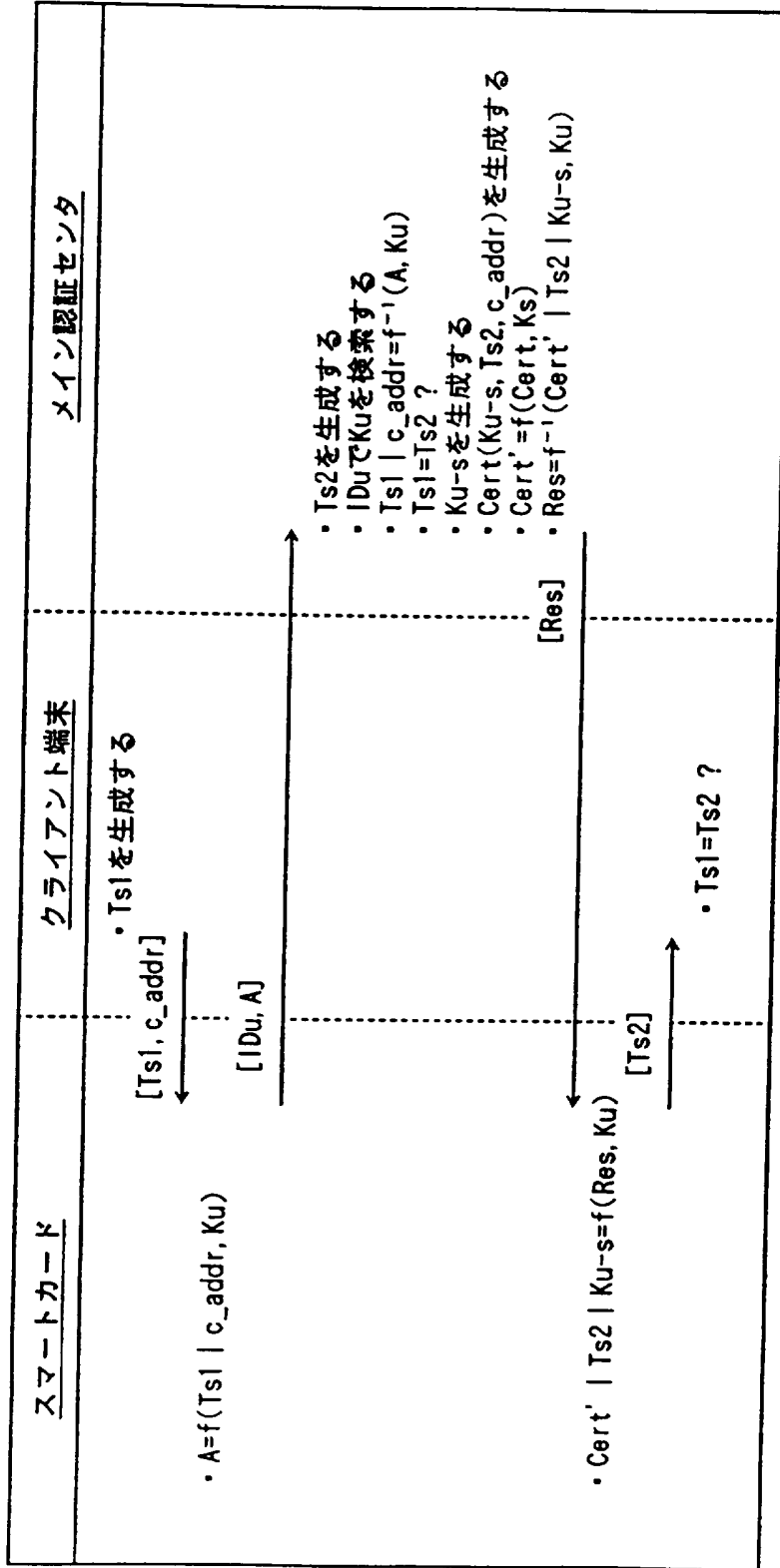


図 4

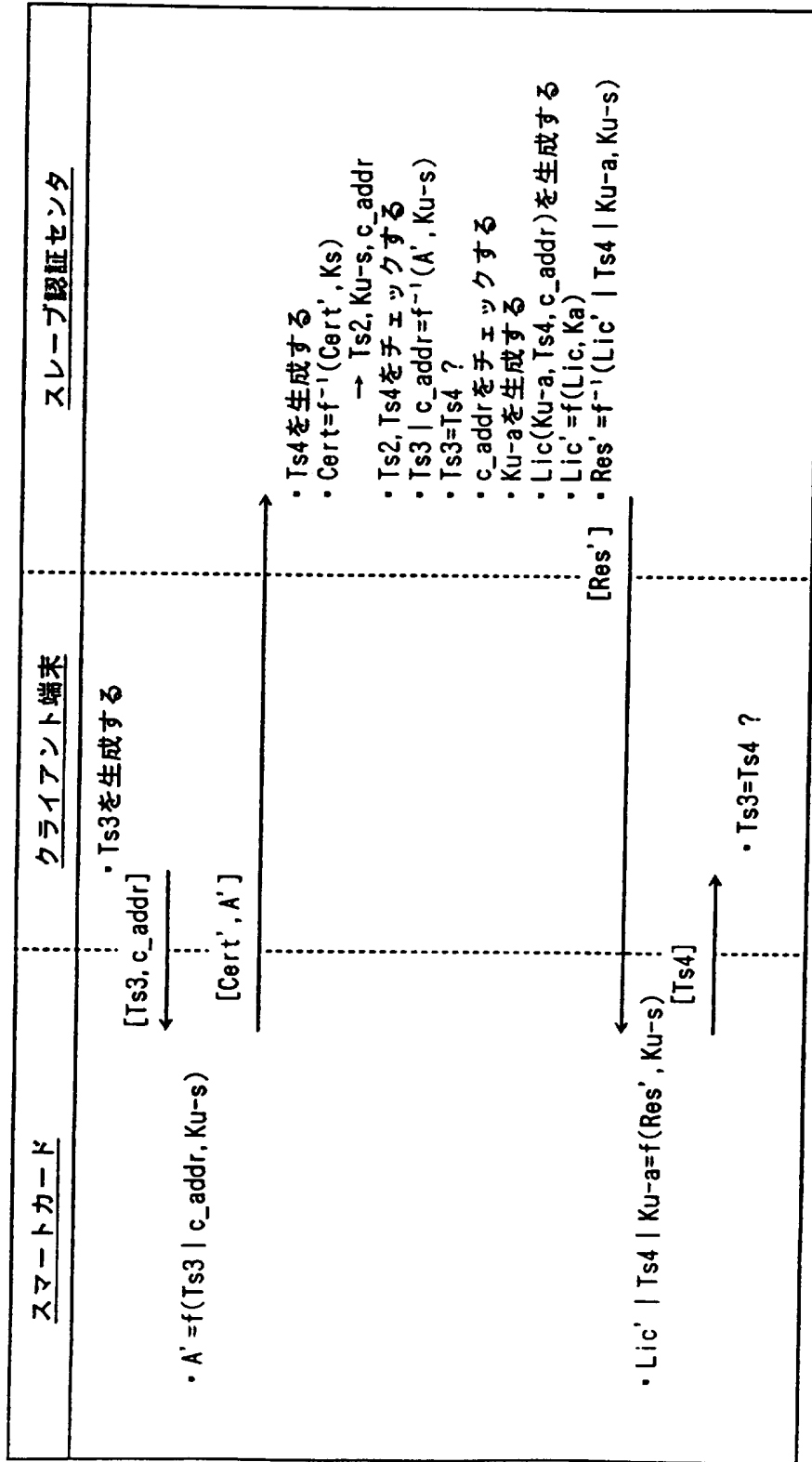


図 5

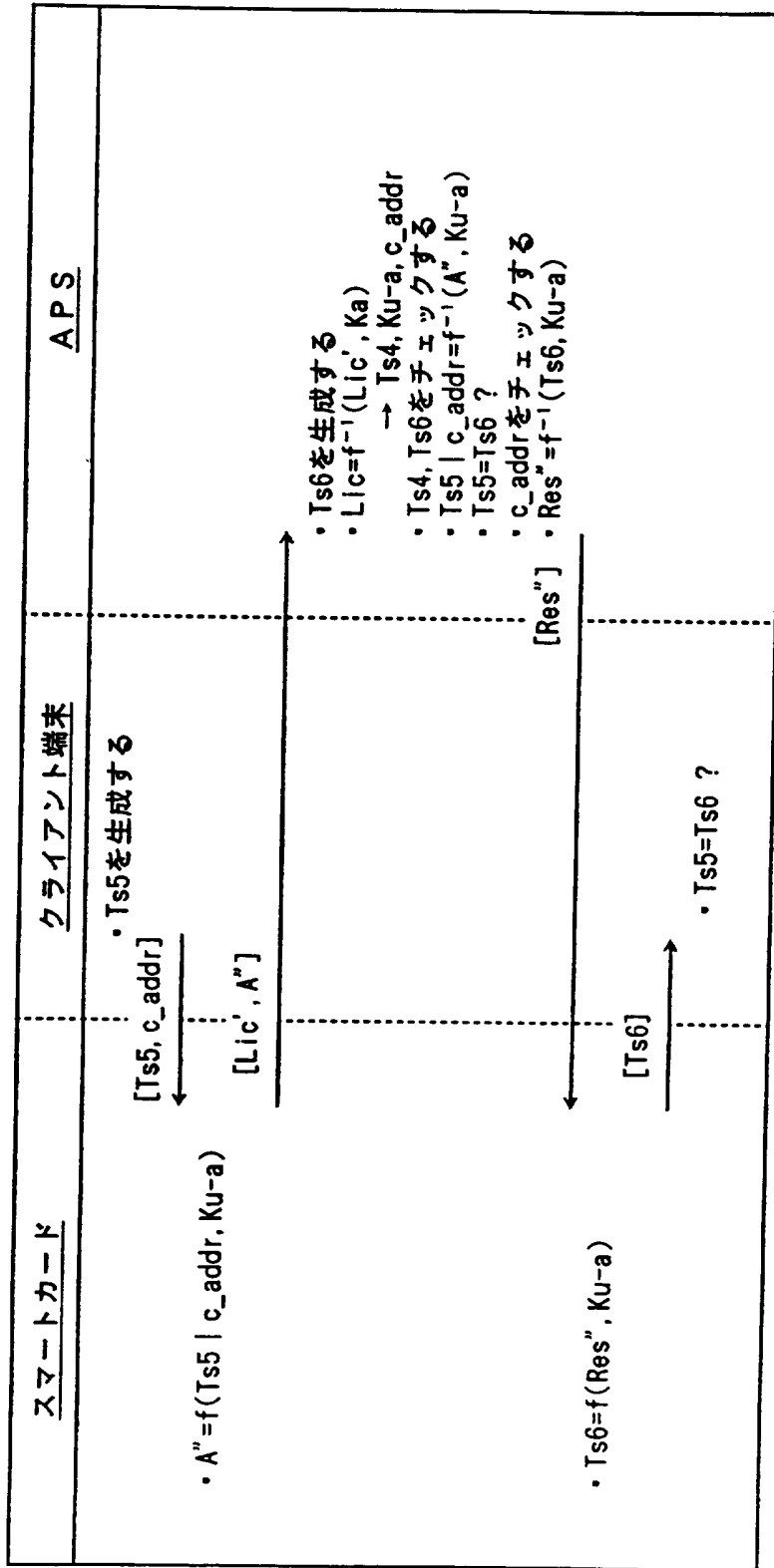


図 6

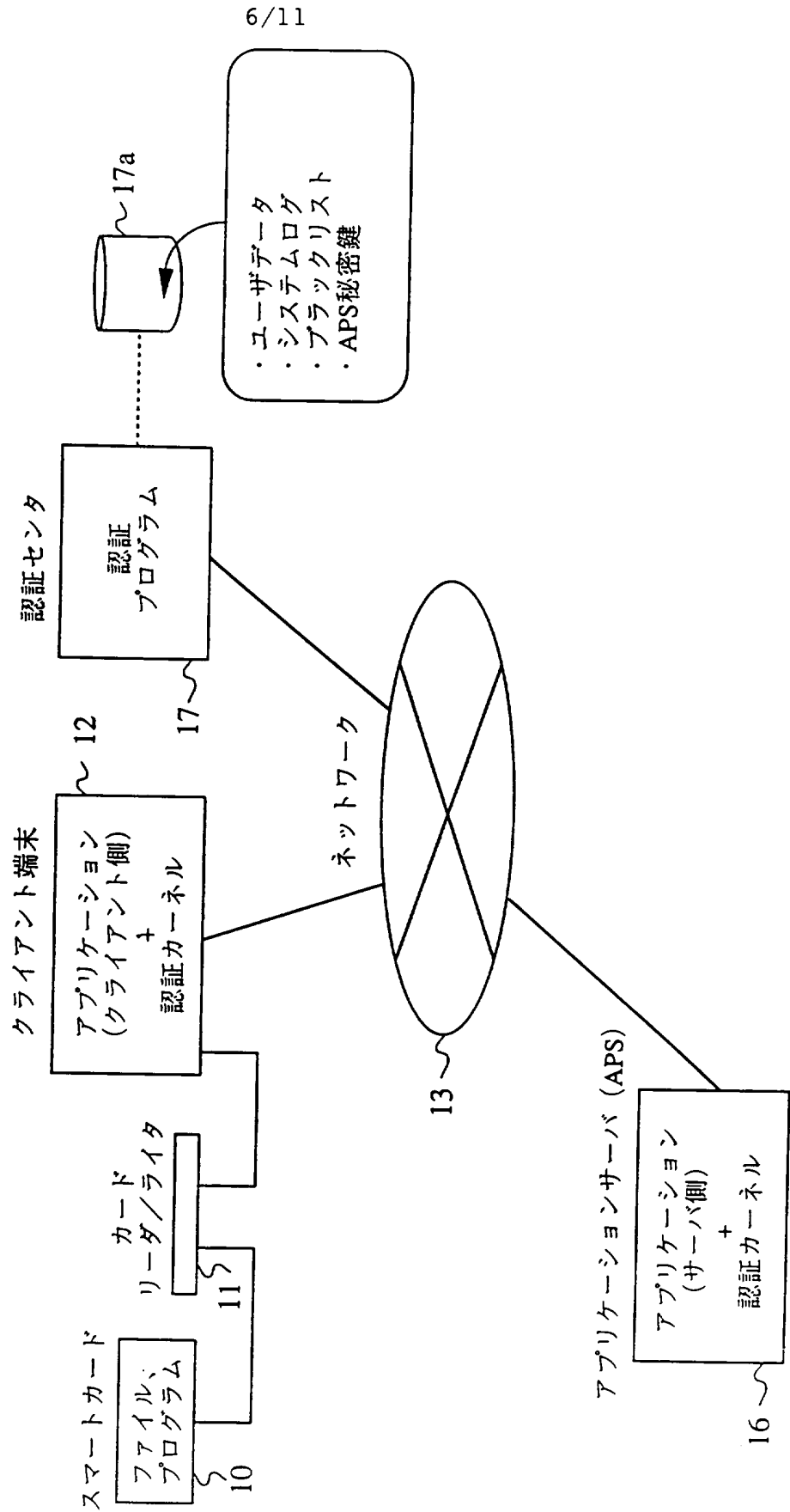
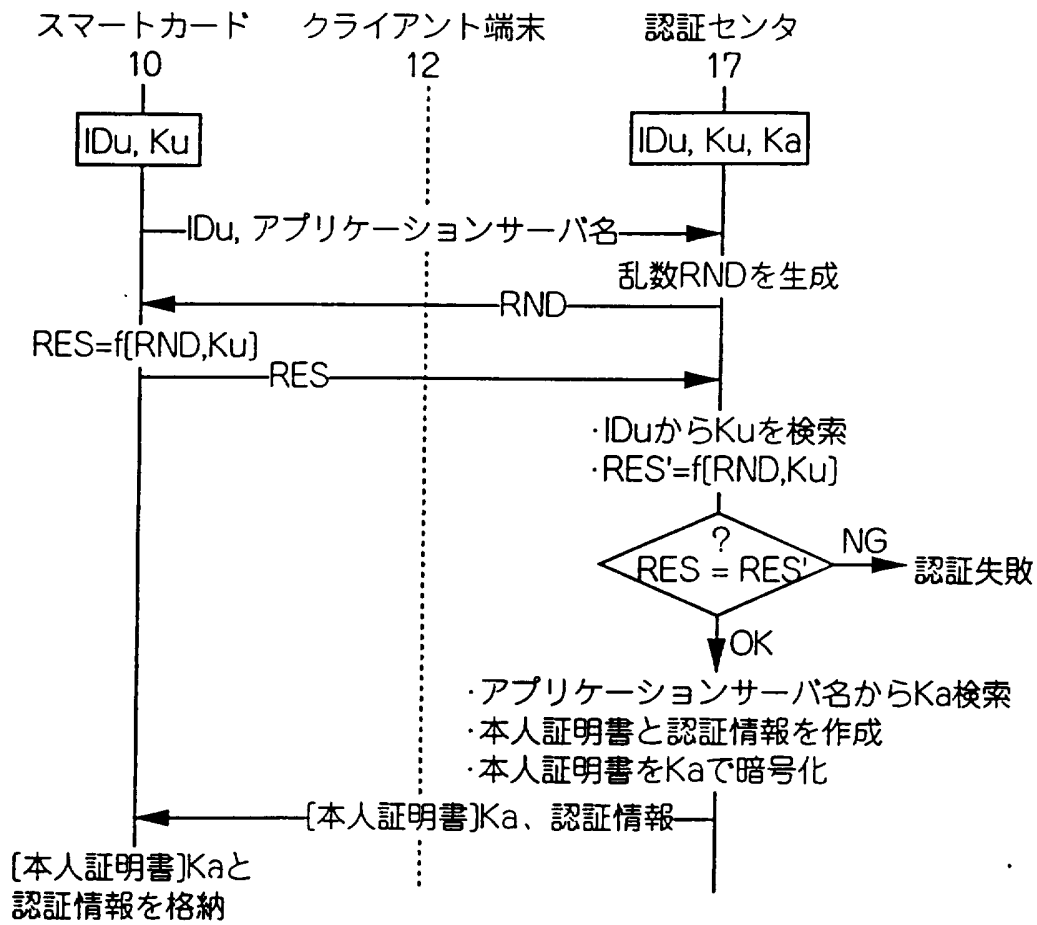


図 7



☒ 8

8/11

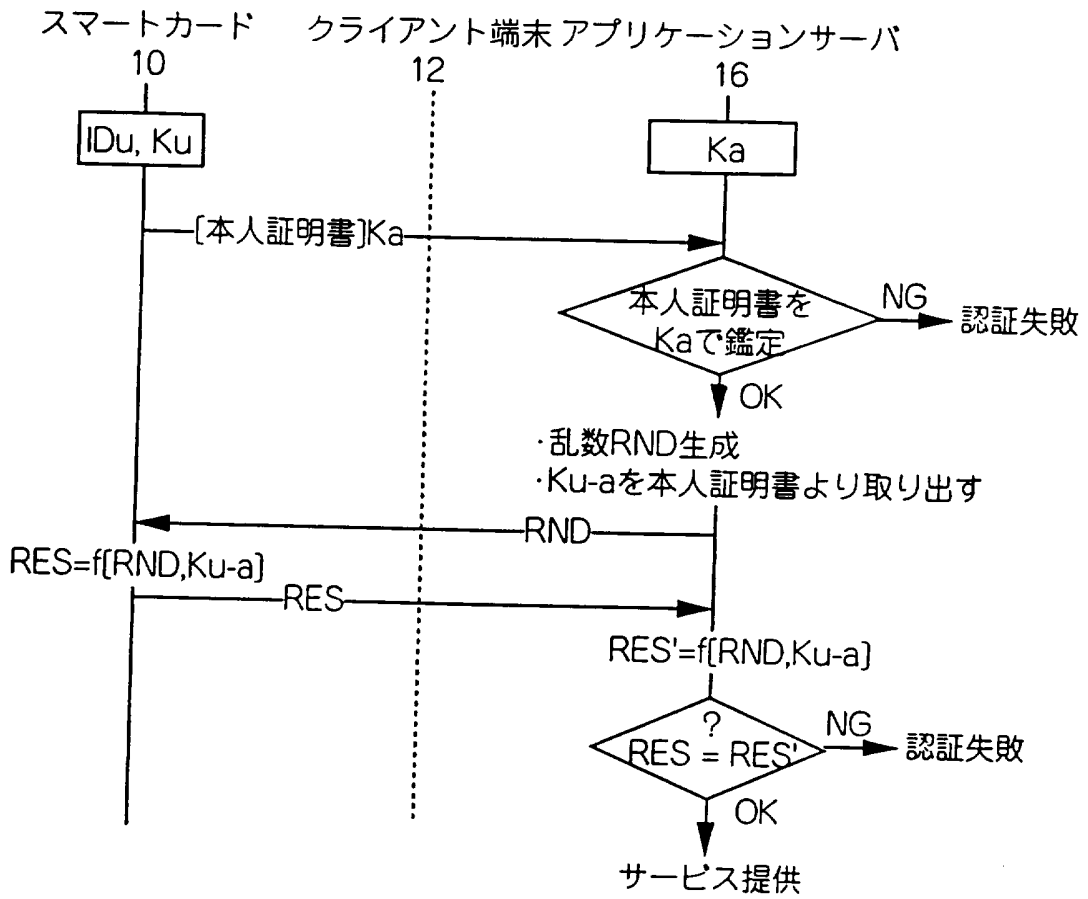


図 9

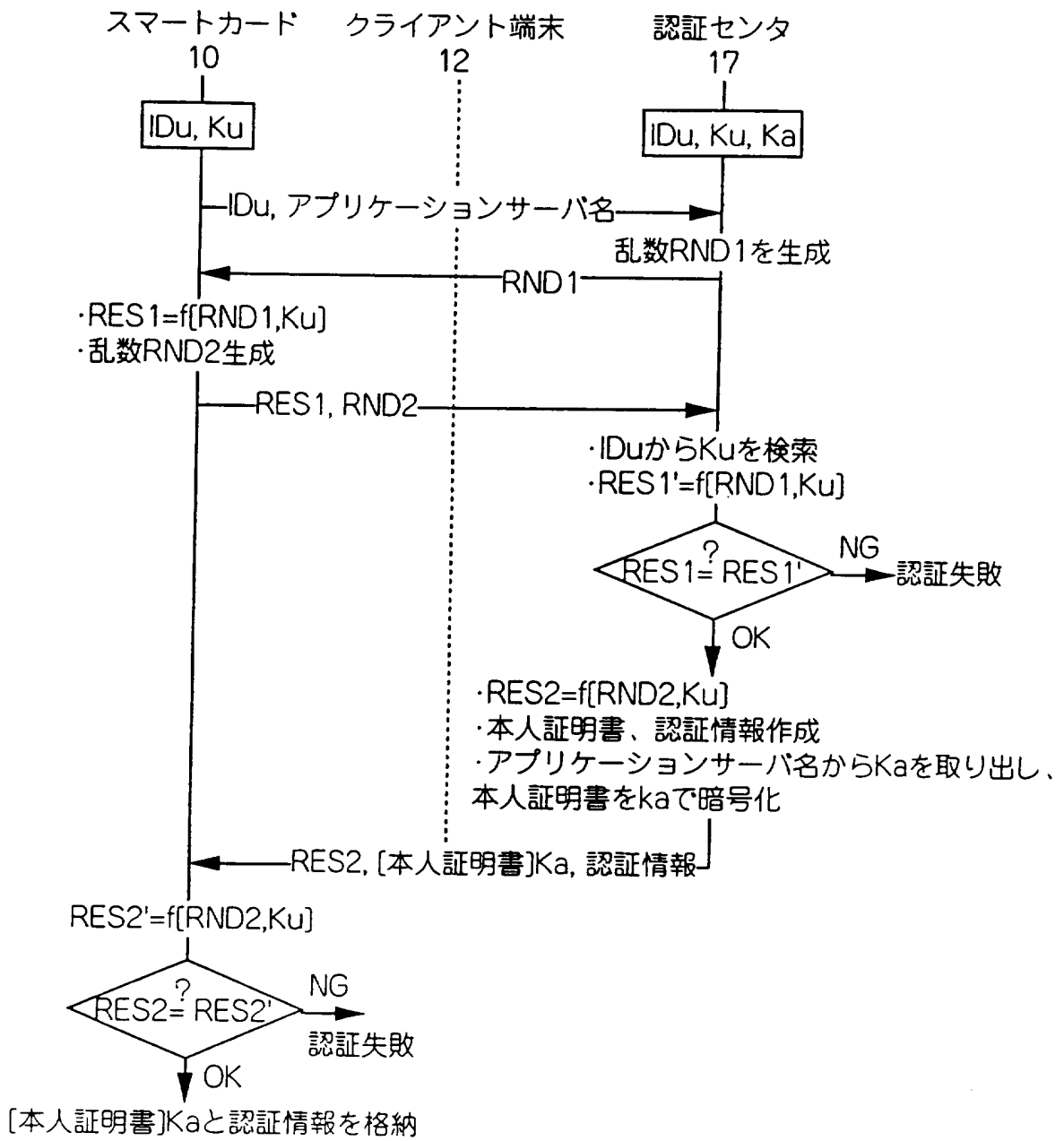
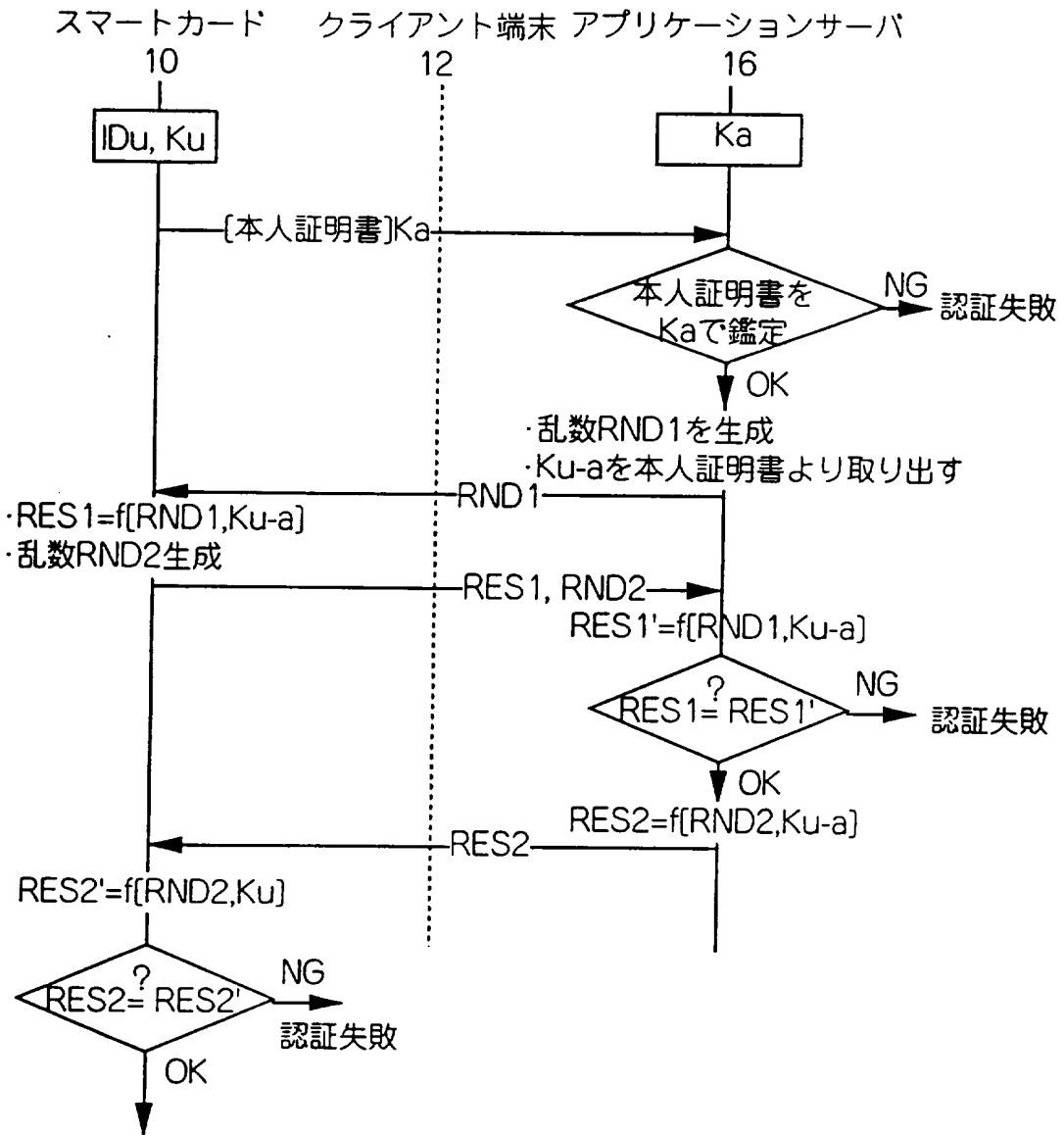


図 1 O

10/11



☒ 1 1

証明番号
カードID
発行時刻
有効期限
発行元 (認証センタ名またはアドレス)
アプリケーションサーバ名またはアドレス
ユーザ・APS共通鍵Ku-a
有効期限
アプリケーションサーバ名またはアドレス
ユーザ・APS共通鍵Ku-a

本人証明書

Kaで
暗号化して発行

認証情報

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP95/01708

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

Int. Cl⁶ H04L9/32, G09C1/00, G06F15/00

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int. Cl⁶ H04L9/00-9/38, G09C1/00-5/00, G06F15/00

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho 1926 - 1995
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971 - 1995

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

JICST File on Science and Technology, WPI, INSPEC

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
P, X	IEICE Technical Research Report CS94-107 September 1, 1994 (01. 09. 94), IEICE, pages 105 to 110	1 - 7
X	JP, 63-294152, A (Nippon Telegraph & Telephone Corp.), November 30, 1988 (30. 11. 88) (Family: none)	1, 4
Y		2-3, 5-7
Y	IEICE Technical Research Report CS91-19 June 26, 1991 (26. 06. 91), IEICE, pages 15 to 22, particularly page 21	2, 7
Y	JP, 2-4018, B2 (Nippon Telegraph & Telephone Corp.), January 25, 1990 (25. 01. 90) (Family: none)	3, 6
Y	JP, 5-333775, A (Toshiba Corp.), December 17, 1993 (17. 12. 93), Lines 33 to 45, column 3 (Family: none)	5

Further documents are listed in the continuation of Box C. See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier document but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
October 31, 1995 (31. 10. 95)

Date of mailing of the international search report
November 21, 1995 (21. 11. 95)

Name and mailing address of the ISA/
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl.⁸ H04L9/32, G09C1/00, G06F15/00

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int. Cl.⁸ H04L9/00-9/38, G09C1/00-5/00, G06F15/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報 1926-1995年
日本国公開実用新案公報 1971-1995年

国際調査で使用了電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

JICST 科学技術文献ファイル, WPI, INSPEC

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
P, X	電子情報通信学会技術研究報告 CS94-107 1. 9月, 1994 (01. 09. 94), 社団法人 電子情報通信学会 第105-110頁	1-7
X	JP, 63-294152, A (日本電信電話株式会社), 30. 11月, 1988 (30. 11. 88) (ファミリーなし)	1, 4
Y		2-3, 5-7

C欄の続きにも文献が列挙されている。

パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

- 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
- 「E」 先行文献ではあるが、国際出願日以後に公表されたもの
- 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
- 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
- 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願の日の後に公表された文献

- 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
- 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
- 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
- 「&」 同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

31. 10. 95

国際調査報告の発送日

21. 11. 95

名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP)
郵便番号100
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

松尾 淳

5 J 8 8 4 2

電話番号 03-3581-1101 内線 3536

C (続き). 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
Y	電子情報通信学会技術研究報告 CS91-19 26. 6月. 1991 (26. 06. 91), 社団法人 電子情報通信学会 第15-22頁 特に第21頁	2. 7
Y	JP, 2-4018, B2 (日本電信電話株式会社), 25. 1月. 1990 (25. 01. 90) (ファミリーなし)	3. 6
Y	JP, 5-333775, A (株式会社 東芝), 17. 12月. 1993 (17. 12. 93), 第3欄, 第33-45行 (ファミリーなし)	5